

報告第29号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分手続について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和7年6月19日

うるま市長 中村 正



示談書

うるま市長 中村 正人（以下「甲」という。）及び[REDACTED]（以下「乙」という。）は、下記（物損事故の表示）記載の物損事故（以下「本件事案」という。）に関し、次のとおり示談した。

（物損事故の表示）

発生日時 令和7年5月26日 午前11時05分頃

発生場所 うるま市字昆布[REDACTED]

事故態様 発生場所の乙が所有し管理するブロック塀に、甲の職員が運転する甲所有の自動車（沖縄 580 ふ 9654）の左後方部分が接触し、当該ブロック塀の一部を毀損させた。

第1条 乙は、甲に対する本件物損事故により乙が被った被害に係る一切の賠償を放棄する。

第2条 甲及び乙は、本件物損事故に関し、甲乙間に本示談書に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

以上の示談成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年6月19日

（甲） うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市長 中村 正人



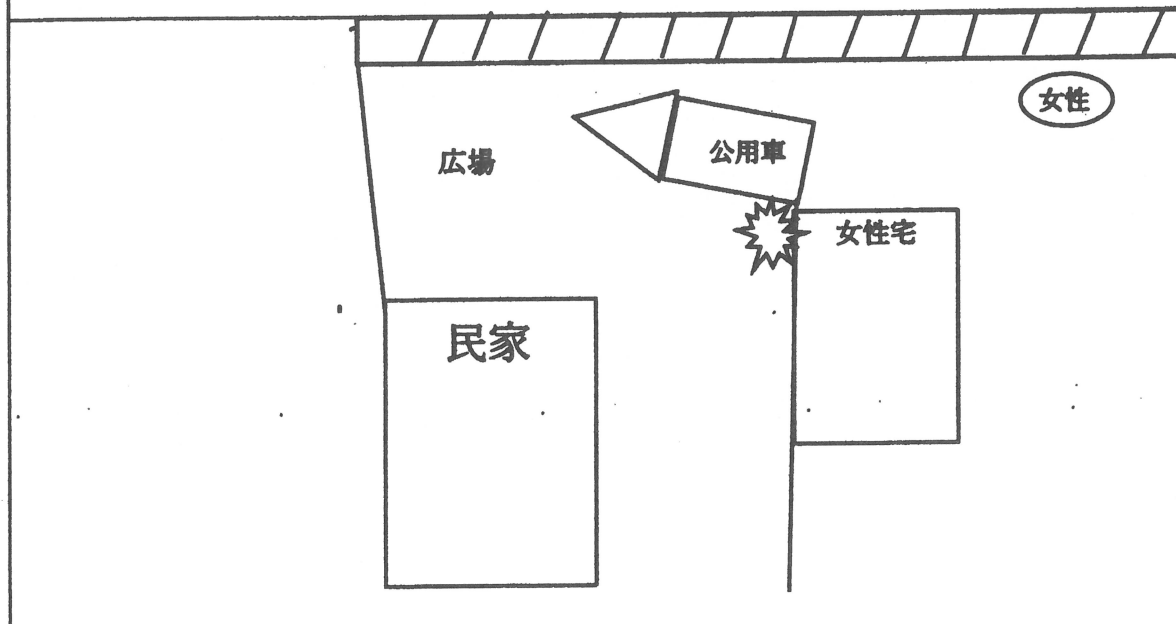
（乙） [REDACTED]

公用車事故報告書

決裁欄	副市長							所属（市民生活部		
		部長	課長	係長	部長	課長	係長	部長	課長	係長
車両登録番号		沖縄 580 ふ 9654					車種等		スズキ	
発生日時		令和7 年 5 月 26 日（月 曜日） 11 時 05 分								
発生場所		うるま市字昆布								
同乗者		有（氏名								

（事故の状況）

小雨の中、高齢者で健康状態が不明な方の自宅訪問中に順路の誤りに気づいた。方向転換しようと車両後進中に後方右側に高齢女性が歩いていたので女性に注意を集中していたら左側の注意が不十分にて車両の左側後方部がブロック塀に衝突した。高齢女性はその家の所有者で衝突した箇所を一緒に状況の確認をした。女性は「何にもなっていないよ」「大丈夫ー」と話された。なおこの事故による怪我人はいない。



上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 5 月 26 日

運転者 所属

氏名

注 本様式には、附表を添付すること。

報告第 30 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
平成17年4月18日議会の議決により指定された市長の専決処分事項
について、別紙(示談書)のとおり専決処分する。

令和7年5月28日

うるま市長 中 村 正 人



示 談 書 (物 件 損 害)

事故発生日時	令和06 年 04 月 02 日 午前・午後 03 時 00 分頃		
事故発生場所	うるま市みどり町4丁目1-21		
事故発生状況	上記日時場所において 出合頭の衝突・追突・正面衝突 により事故が発生した。 その他(接触)		
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	うるま市		沖縄480ぬ1301
当事者乙			

事故当事者	甲		乙	
損 害 額	①金 49,720 円	②金 40,000 円		
事故の責任割合	③ 70 %	④ 30 %		
示 談 内 容	甲・乙 責 任 額	⑤甲は乙の損害の内 (②×③) 金 28,000 円を負担する。	⑥乙は甲の損害の内 (①×④) 金 14,916 円を負担する。	
	決済方法	1. 甲は乙に上記自己責任額⑤を支払い、乙は甲に自己責任額⑥を支払う。 ② 甲・乙各自負担額を相殺し(甲・乙)が(乙・甲)に対し、金 13,084 円を支払う。 3. 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) 4. その他 ()		

支 払 方 法	受取人の指定		受取人	
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 13,084 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒	Tel	☒ 銀行 ☐ 信金 ☐ 農協 ☐ フリガナ ☐ 口座名義
		氏名		☒ 普通・当座・貯蓄 ☐ 口座番号
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒	Tel	☐ 銀行 ☐ 信金 ☐ 農協 ☐ フリガナ ☐ 口座名義
		氏名		☐ 普通・当座・貯蓄 ☐ 口座番号
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒	Tel	☐ 銀行 ☐ 信金 ☐ 農協 ☐ フリガナ ☐ 口座名義

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 令和7年 5 月 28 日

住所 うるま市みどり町一丁目1番1
当事者 甲 氏名 うるま市長 中村正人

住所
運転者 氏名

住所
当事者 乙 氏名

住所
運転者 氏名

公用車事故報告書

決 裁 欄	副市長							所属(経済産業部)		
	部長	課長	係長	部長	課長	係長	部長	課長	係長	
車 両 登 録 番 号		沖縄 480 ん 1301				車種等		スズキ エブリィ		
発 生 日 時		令和 6 年 4 月 2 日 (火曜日) 15 時 00 分								
発 生 場 所		うるま市 かり町4-1-21								
同 乗 者		有 (氏名) ・ 無								
(事故の状況) スポーツ保険料支払いのためコンビニ駐車場へ駐車。支払い後バックで発進した際に、公用車後方左側から右側へ走行していたタクシーに気づかず、公用車後方左側とタクシー後方左側ドアが接触した。 双方にけが人なし。										
(事故状況略図) コンビニ (コンビニ駐車場) 公用車 後進 前進 タクシー (車道)										
上記のとおり相違ありません。 令和 6 年 4 月 2 日 運転者 経済産業部 氏名										

注 本様式には、附表を添付すること。

備考 決裁欄は、教育委員会の場合、適宜変更すること。

報告第 3 1 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和7年7月17日

うるま市長 中村 正



示談書 (物件損害)

事故発生日時	令和7年 6月 27日 午前・午後 8時 00分頃		
事故発生場所	県道6号線 うるま市石川伊波1303番地付近		
事故発生状況	上記日時場所において 出合頭(その他)の衝突・追突・正面衝突により事故が発生した。 接触		
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	うるま市		沖縄 830 に119
当事者乙			

事故当事者	甲		乙	
損害額	①金 1,331 円	②金 0 円		
事故の責任割合	③ 100 %	④ 0 %		
示談内容	甲・乙責任額	⑤甲は乙の損害の内 (②×③) 金 円を負担する。	⑥乙は甲の損害の内 (①×④) 金 円を負担する。	
	決済方法	1. 甲は乙に上記自己責任額⑤を支払い、乙は甲に自己責任額⑥を支払う。 2. 甲・乙各自負担額を相殺し(甲・乙)が(乙・甲)に対し、金 円を支払う。 ③ 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) 4. その他 ()		

支払方法	受取人の指定		受取人	
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒	Tel	銀行 支店 信金 支所 農協
		氏名	フリガナ	口座名義
		普通・当座・貯蓄	口座番号	
		住所 〒	Tel	銀行 支店 信金 支所 農協
		氏名	フリガナ	口座名義
	普通・当座・貯蓄	口座番号		
	住所 〒	Tel	銀行 支店 信金 支所 農協	
	氏名	フリガナ	口座名義	
	普通・当座・貯蓄	口座番号		

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 R7年 7月 17日

当事者 甲 住所 うるま市みどり町一丁目1番1号
氏名 うるま市長 中村正人
運転者 住所
氏名
当事者 乙 住所 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
氏名 沖縄県中部土木事務所長
運転者 住所 森田 敦
氏名

様式第9号(第42条関係)

消防機械器具等事故報告書

消防長	参事						所属		
		課長	係長	課長	係長	係	所属長	係長	係
機械器具名称	石川タンク1								
車両番号	沖縄830 に 119								
発生日時	令和7年 6月 27日(金曜日)20時00分頃						天候	晴れ	
発生場所	石川伊波 県道6号線								
同乗者	無し								
相手方	県道6号線ガードレール								
事故状況 石川管内建物火災（嘉手苅）において活動中、車両移動バック時（誘導有り）、タンク車左後方のテールランプカバーとガードレールが接触しテールランプカバー及びテールランプが破損した。灯火装置の不具合は無く業務継続可能と判断し現場活動を継続した。ガードレール（傷あり）。 ※翌日28日（土）15：00 石川警察署員立合い現場及び車両確認し事故処理済み。 ※1日（火）16：00 中部土木事務所職員立合い現場及びガードレール破損確認済み。 見取図等（発生個所及び事故の状況） 上記のとおり報告します。 令和7年7月1日 所属階級氏名									

※1 太枠内の決裁欄は、事故発生所属課署において押印するものとする。

2 見取図等は、枠内で足りない場合は、別紙を添付すること。